

## 埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金交付要綱

(平成 6 年 8 月 2 日 決裁)

(平成 14 年 6 月 10 日 決裁)

(平成 19 年 6 月 29 日 決裁)

(令和 3 年 3 月 26 日 決裁)

### (趣旨)

第 1 条 県は、つくばエクスプレスの建設を促進し、もって県土の均衡ある発展を図るため、八潮市及び三郷市に対し、予算の範囲内において、利子補助金を交付するものとする。

2 前項の利子補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第 61 号）に基づくつくばエクスプレス建設事業に対して、市が行った無利子貸付事業とする。

### (補助対象経費)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費は、首都圏新都市鉄道株式会社に対して市が行った無利子貸付のために、当該市が起債措置により資金を調達した場合の利子償還額（以下「利子相当額」という。）とする。

### (補助額)

第 4 条 前条の経費に対する補助額は、補助の対象となる経費に 10 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の範囲内で、知事が定める額とする。

### (申請書の様式等)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 規則第 4 条第 1 項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする事業年度の 2 月 28 日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事の定める事項に関する書類は、次のとおりとする。

(1) 無利子貸付の収支実績・計画一覧表

- (2) 無利子貸付の起債償還表
  - (3) 当該市の財政等の状況を記載した書類
- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の請求)

第7条 市は、前条の交付決定通知書の受領後、速やかに様式第3号の請求書1部を、知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 無利子貸付の収支実績・計画一覧表
  - (2) 無利子貸付の起債償還表
  - (3) 当該経費の支払を証する書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日以内とし、その提出部数は1部とする。

(書類の整備等)

第10条 市は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から20年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱に基づく補助金は、平成6年度の補助対象となる経費から適用する。
- 2 この要綱は、第3条に規定する利子相当額について、地方交付税の算定上、

基準財政需要額に算入される年度から、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱に基づく補助金は、平成14年度の補助対象となる経費から適用する。

附 則

- 1 この要綱に基づく補助金は、平成19年度の補助対象となる経費から適用する。

附 則

- 1 この要綱に基づく補助金は、令和3年度の補助対象となる経費から適用する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年度埼玉県つくばエクスプレス建設費  
無利子貸付資金利子補助金交付申請書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市長 氏 名

下記により、令和 年度に係るつくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業 つくばエクスプレス建設費無利子貸付事業
- 2 補助事業の目的 つくばエクスプレス建設の促進を図るため
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 補助の対象となる経費等の額

	元金（A）	利子（B）	償還所要額（A+B）
上期			
下期			
合計			

5 添付書類

- (1) 無利子貸付収支実績・計画一覧表 別紙1のとおり
- (2) 無利子貸付金起債償還表 別紙2のとおり
- (3) 市の財政等の状況 別紙3のとおり

別紙 3

市の財政等の状況

          市

項 目	年度	年度	年度
標準財政規模			
経常収支比率			
公債費比率			
財政力指数			
人口			

様式第2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県つくばエクスプレス建設費  
無利子貸付資金利子補助金交付決定通知書

交 政 第 号  
令 和 年 月 日

市長 氏 名 様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金については、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法 精 算 払 い
- 3 条 件

- (1) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 繰上げ償還等により、補助金の額に変動が生じた場合は、速やかに知事に協議しなければならない。
- (3) 補助金に係る事業について、知事が必要があると認めたときは、報告を求め又は関係職員をして調査を行わせることがある。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度埼玉県つくばエクスプレス建設費  
無利子貸付資金利子補助金精算払請求書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市長 氏 名

令和 年 月 日付け交政第 号で交付決定通知のあった令和 年  
度埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金を、下記のとおり  
請求します。

記

- 1 請求金額 金 円（精算払い）
- 2 償還予定日 年 月 日
- 3 債権者コード又は口座番号

様式第4号（第9条関係）

令和 年度埼玉県つくばエクスプレス建設費  
無利子貸付資金利子補助事業完了実績報告書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市長 氏 名

令和 年 月 日付け交政第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度  
埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助事業が完了したので、  
補助金等の交付手続等に関する規則第13条の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業 つくばエクスプレス建設費無利子貸付事業
- 2 補助事業等の実績

期別	支払利子の 実績(A)	実績額の10分の (A)× /10=(B)	交付決定額 (C)	過不足額 (B)-(C)
上期				
下期				
合計				

（注）（B）に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 3 経費支払完了年月日  
令和 年 月 日（最終支払完了日）

4 添付書類

- (1) 無利子貸付収支実績・計画一覧表 別紙1のとおり
- (2) 無利子貸付金起債償還表 別紙2のとおり
- (3) 当該経費の支払を証する書類 別紙3のとおり



別様式（要綱に定めていないもの）

令和 年度埼玉県つくばエクスプレス建設費  
無利子貸付資金利子補助金の額の確定通知書

交政第 号  
令和 年 月 日

市長 様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け交政第号で交付決定の通知をした令和 年度埼玉県  
つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金については、下記のとおり  
その額を確定したので通知します。

記

利子補助金の確定額 金 円